

新市まちづくり計画

～豊かな自然の中で

いのち
生命の鼓動を感じるまち～



末吉町・大隅町・財部町

鹿児島県曾於北部合併協議会

令和2年6月 曾於市(一部改定)

目 次

はじめに	1
第1章 序論	2
第1節 合併の必要性	2
第2節 新市まちづくり計画策定の方針	4
第2章 新市の概況	5
第3章 主要指標の見通し	10
第4章 新市の現状と課題	12
第5章 新市まちづくりの基本方針	14
第1節 新市の将来像	14
第2節 まちづくりの基本方向	15
第3節 土地利用方針	17
第6章 新市まちづくりの施策	18
第1節 まちづくりの基本計画	19
第2節 主要プロジェクト	40
第3節 県事業の推進	43
第7章 公共施設 <u>等</u> の統合整備	45
第8章 財政計画	46

はじめに

近年の市町村を取り巻く情勢は、住民の日常社会における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子・高齢化の進行、厳しい財政状況など環境が大きく変化してきているところであり、これらに的確に対応し、住民に身近な自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、これからの地方分権の時代にふさわしい行政体制の整備や行財政基盤の強化が不可欠であると考えられます。

このような状況を踏まえ、現在、末吉町、大隅町、財部町の3町が合併に向けた協議を進めているところでありますが、この中で市町村の合併は、住民の生活に大きな影響を及ぼすものであることから、新市の将来像を示す必要があるため、この度「新市まちづくり計画」を策定いたしました。

この計画の策定に当たりましては、まちづくりに関するアンケートや3町の様々な分野の住民の代表者からなる未来まちづくり24人会など、住民の皆様から多大なご協力を頂いたことに深く感謝申し上げます。

なお、この計画は新市の目指すべき方向についてお示しするものであり、細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものであります。

市町村合併の目的は、地域住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりであるとともに、次の世代の人々が安心して幸せに暮らせるように、すばらしい地域社会を引き継いでいくことだと考えています。

皆様のご理解とご協力をいただきながら、新市のまちづくりに積極的に取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

曾於北部合併協議会

会 長 末吉町長 池 田 孝

副会長 大隅町長 桂 次 雄

副会長 財部町長 原 田 純 隆

第1章 序論

第1節 合併の必要性

1 地方分権の推進

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行に伴い、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進しようとする地方分権の動きが進展したところであります。地方分権の下では、自己決定、自己責任による地域づくりが原則となり、職員にも政策立案・課題解決能力や高度な専門能力が求められることとなります。こうした中、小規模な市町村においては職員が多く仕事を兼務し、専門的な職員の育成・確保も困難な現状にあり、事務量の増加と専門性の発揮にどのように対応していくかが大きな課題となっています。

3町においても、多様化・高度化する住民ニーズに対し、十分な行政サービスを提供できる行政のあり方がますます求められます。

2 市町村行政の広域化

現在の3町の区域は、「明治の大合併」、「昭和の大合併」により設定されたものですが、その後の交通・情報手段の発達や経済活動の進展に伴い、住民の日常生活圏は区域をはるかに越えて拡大しています。こうした中、住民の生活圏拡大に対応した行政サービスの提供が求められてきており、また、介護保険や消防、ごみ処理のように、広域的に取り組まないと非効率な事務も増加してきています。

3町においても、介護保険や消防等の一部事務組合を設立するなど、広域行政を推進してきていますが、さらに合併を通して圏域の拡大を図ることが必要となっています。

一部事務組合の設置状況

名 称	事務の種類	構成市町村			
		末吉町	大隅町	財部町	左記以外の構成市町村
曾於北部衛生処理組合	し尿処理	○	◎	○	輝北町、松山町
大隅曾於地区消防組合	消防・救急	○	◎	○	輝北町、松山町、志布志町、有明町、大崎町
曾於地区介護保険組合	介護保険訪問調査等	○	○	○	輝北町、松山町、志布志町、有明町(◎)、大崎町
曾於地域公設地方卸売市場管理組合	地方卸売市場	○	○	○	輝北町、松山町、志布志町(◎)、有明町、大崎町

(注) ◎は、一部事務組合の管理者の属する町

3 少子・高齢化の進行

我が国においては、少子・高齢化が急速に進んでいます。特に、本県は全国より早い段階から高齢化が進行しており、今後も一段と進行することが見込まれます。こうした人口構造の変化は、福祉関係などの社会保障費が増大する中で、税収等の財源は逆に減少するなど、地方自治体の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

3町においても、全国及び県内を上回るスピードで高齢化が進んでおり、今後も更に進むことが予想されることから、今後の財政状況は一層の厳しさを増すことが予想されます。

4 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国及び地方の長期債務残高は、平成16年度末で約719兆円（平成15年12月現在財務省資料）になると見込まれるなど極めて厳しい状況にあります。

3町においても、自主財源が乏しく国からの地方交付税等に大きく依存しており、住民一人当たりの歳出総額も割高で財政構造の硬直化が進んでいます。

こうした状況の中で、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、簡素で効率的な行政制度を確立する必要があります。

財政の主要指標

	財政力指数	経常収支比率	起債制限比率	自主財源比率
末吉町	0.28	86.4	10.6	31.5
大隅町	0.24	88.6	14.5	30.7
財部町	0.19	91.1	11.3	29.3
町村平均	0.22	90.5	11.6	24.9
県平均	0.25	90.8	11.6	26.1

（資料：平成14年度市町村決算状況）

（参考）財政力指数：地方公共団体の財政力を判断する指標であり、この値が高いほど財政力があるとされ、この指数が1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。

経常収支比率：地方公共団体の経常一般財源の硬直度、あるいは余裕度を示す指標であり、一般的にこの比率が低いほど、財政構造が弾力性に富んでいるといえます。

起債制限比率：地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つであり、この値が20%以上になると、単独事業など一部の地方債の発行に制限がかかります。

自主財源比率：財政基盤の安定性及び行政活動の自主性を判断する指標であり、一般的には財政運営の自主性向上の観点から値が高いほど望ましいといえます。

第2節 新市まちづくり計画策定の方針

1 計画の趣旨

新市まちづくり計画は、それぞれの町が基本理念として定めている「土、水、緑にやさしく、住んでみたい、住んでよかった健康と文化の町」（末吉町）、「人が、大地が、キラリ光る＝大隅」（大隅町）、「豊かな自然の中でひとがきらめくまちを目指して」（財部町）を継承しつつ、将来の共通する行財政課題に対し、一体となって効果的かつ効率的なまちづくりを推進するための基本方針を定め、これに基づくまちづくり計画を策定し、3町の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図るものであります。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを推進していくための基本方針を策定し、基本方針を実現するためのまちづくり計画、公共施設等^{（注）}の統合整備及び財政計画を主な構成とします。

3 計画の期間

本計画は、将来を見据えた幅広い長期的な視野に立つ必要があることから、国県の財政支援等を考慮し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年間を計画の期間とします。

第2章 新市の概況

1 位置・地勢

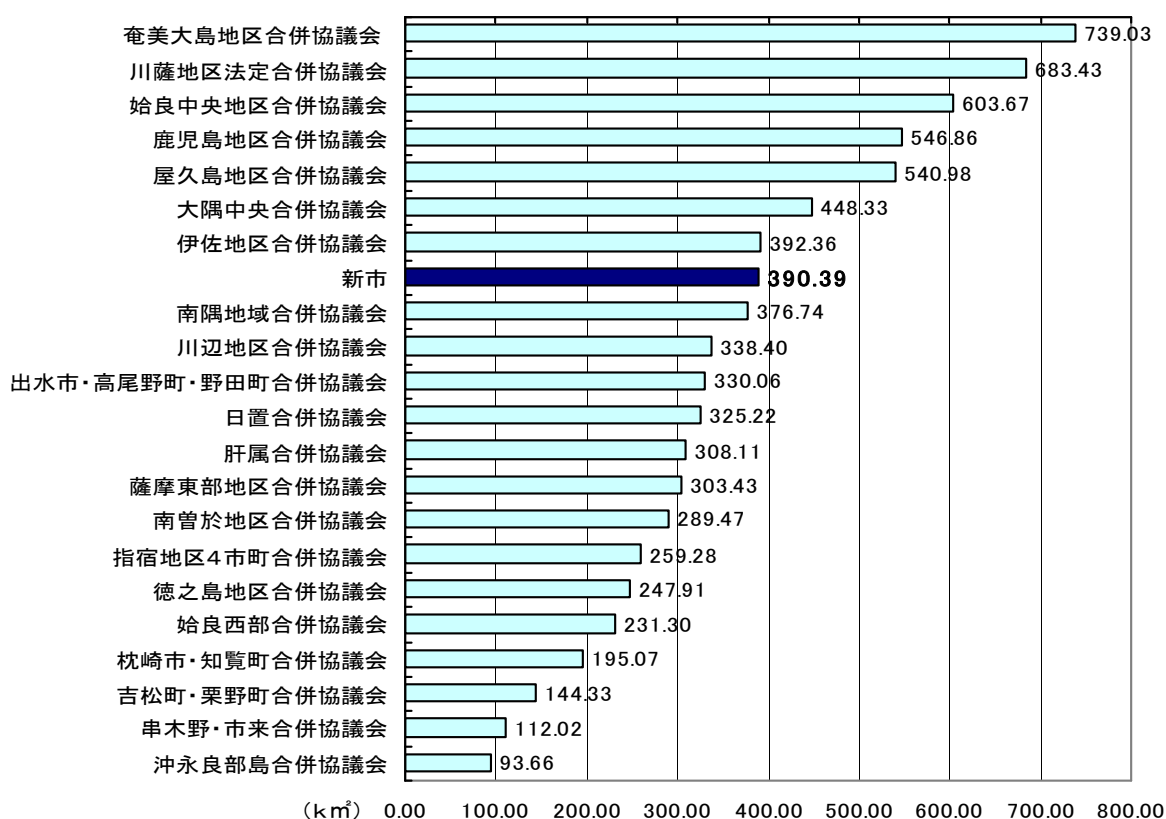
新市は、大隅半島の北部に位置し、宮崎県との県境に位置しています。新市の北部は大淀川流域に開け、都城盆地の一角をなし、また南部は菱田川流域に広がる地域となっており、全体的には起伏の多い台地となっています。

新市の土地利用の状況は、山林が59.5%と半分以上を占めており、以下畑20.4%、田11.4%、宅地5.8%となっています。

2 面積

新市の総面積は390.39 k²となり、鹿児島県の総面積9,132.42 k²の4.3%を占めています。県内で設置されている合併協議会（平成16年6月10日現在）と比較すると新市は8番目に位置しています。

新市と県内他法定合併協議会との面積比較



(注) 法定協議会の設置状況は鹿児島県市町村合併推進室ホームページによる。

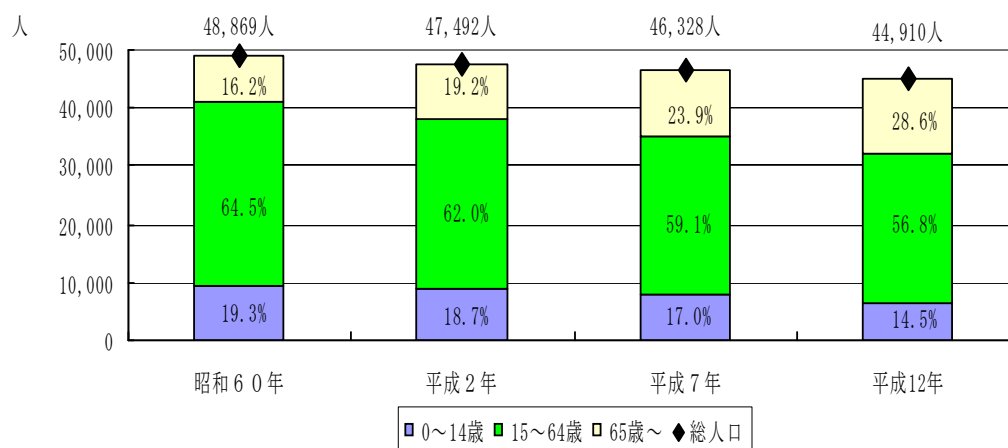
3 人口構造

(1) 総人口

3町の総人口は、平成12年国勢調査によると44,910人であり、平成7年国勢調査時の46,328人に比べて1,418人（3.1%）減少しており、近年は人口減少が続いています。その減少率は県全体（0.4%）を上回るものとなっています。

年齢階層別人口の構成比をみると、平成12年では年少人口（0～14歳）が14.5%、生産年齢人口（15～64歳）が56.8%、老年人口（65歳～）が28.6%となっています。年少人口及び生産年齢人口の割合が年々低下している一方で、老年人口の割合は上昇しています。3町においては、県全体の高齢化率（22.6%）を上回るスピードで高齢化が進行しています。

3町の総人口及び3階層別人口比率の推移



（資料：国勢調査）

（注）端数処理の関係上、比率の合計が100%にならない場合もあります。

3町の総人口及び3階層別人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	48,869人	47,492人	46,328人	44,910人
	—	-2.8%	-2.5%	-3.1%
年少人口 (0～14歳)	9,423人	8,895人	7,874人	6,534人
	—	-5.6%	-11.5%	-17.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	31,534人	29,465人	27,370人	25,512人
	—	-6.6%	-7.1%	-6.8%
老年人口 (65歳～)	7,912人	9,132人	11,084人	12,863人
	—	15.4%	21.4%	16.1%

（注1）上段は人口，下段は前年からの増減比率

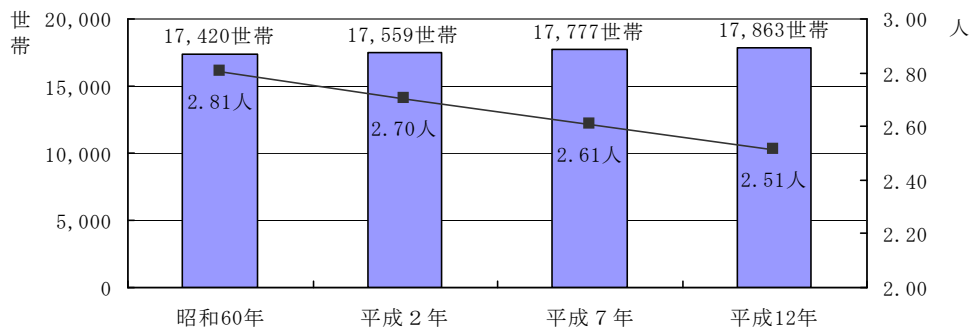
（注2）平成12年の総人口には年齢不詳を含みます。

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員

3町の世帯数は、平成12年国勢調査によると17,863世帯であり、平成7年国勢調査の17,777世帯から86世帯（0.5%）増加しており、近年は増加傾向が続いています。

1世帯当たりの人員をみると、平成12年国勢調査で2.51人であり、平成7年国勢調査の2.61人から0.1人減少しています。減少の要因としては、主に単独世帯の増加と推測されます。

3町の世帯数及び1世帯当たり人員の推移



(資料：国勢調査)

3町の世帯数・1世帯当たり人員等の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
世帯数(世帯)	17,420	17,559	17,777	17,863
単独世帯数(世帯)	3,150	3,513	3,959	4,414
核家族世帯数(世帯)	12,155	12,199	12,250	12,019
その他世帯数(世帯)	2,115	1,847	1,568	1,430
1世帯当たり人員(人)	2.81	2.70	2.61	2.51

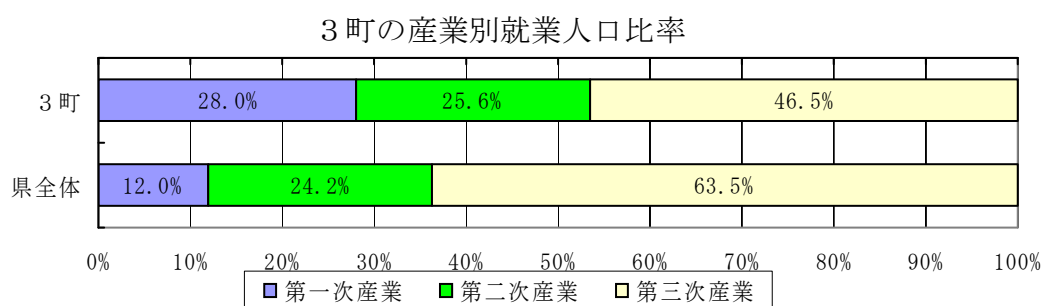
(参考) 核家族世帯：夫婦又は夫婦と未婚の子供だけで構成されている家族のことをいいます。

4 産業構造

(1) 就業人口

3町の産業別就業者数は、平成12年国勢調査によると第一次産業が6,217人（28.0%）、第二次産業が5,686人（25.6%）、第三次産業が10,337人（46.5%）となっています。県全体と比べると、第一次産業の比率が県全体（12.0%）より高いことが特徴的であり、第三次産業の比率は県全体（63.5%）より低くなっています。

就業人口の推移をみると、総人口と同様に年々減少傾向にあります。産業別就業者数では第一次産業が減少、第二次産業がほぼ横ばい、第三次産業が増加という傾向にあります。3町においてウェイトの高い第一次産業は、平成7年から平成12年にかけて就業者数が1,672人（21.2%）減少しています。



（資料：平成12年国勢調査）

（注）端数処理の関係上、比率の合計が100%にならない場合もあります。また、総数は分類不能の産業を含みます。

3町の産業別就業者数及び就業人口比率

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
3町	6,217人	5,686人	10,337人	22,243人
	28.0%	25.6%	46.5%	100.0%
県全体	99,323人	200,548人	526,217人	828,957人
	12.0%	24.2%	63.5%	100.0%

3町の産業別就業者数の推移

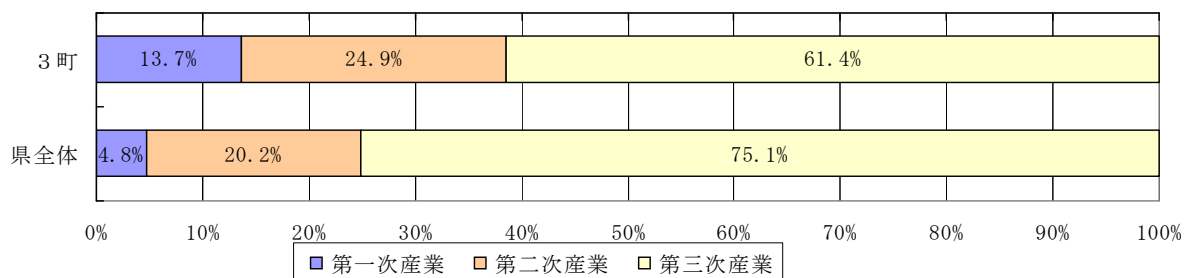
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
第一次産業	11,430	9,295	7,889	6,217
	—	-18.7%	-15.1%	-21.2%
第二次産業	5,522	6,208	6,257	5,686
	—	12.4%	0.8%	-9.1%
第三次産業	8,951	9,210	9,874	10,337
	—	2.9%	7.2%	4.7%
総数	25,907	24,719	24,025	22,243
	—	-4.6%	-2.8%	-7.4%

（注）上段は就業人口、下段は前年からの増減比率

(2) 市町村内総生産

3町の市町村内総生産額は、平成13年度で第一次産業が約171億円（13.7%）、第二次産業が約312億円（24.9%）、第三次産業が約770億円（61.4%）となっています。県全体と比較すると、第一次産業、第二次産業の比率が県全体より高くなっています。

3町の市町村内総生産額構成比率



（資料：平成13年度市町村民所得推計）

（注）端数処理の関係上、比率の合計が100%にならない場合もあります。

3町の市町村内総生産額及び構成比

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総計 (帰属利子等控除前)
3町	17,154百万円	31,264百万円	77,039百万円	125,457百万円
	13.7%	24.9%	61.4%	100.0%
県全体	265,056百万円	1,119,971百万円	4,170,934百万円	5,555,961百万円
	4.8%	20.2%	75.1%	100.0%

（参考）市町村内総生産：各市町村における1年間の経済活動によって新たに生み出された付加価値を貨幣評価額で表したもので、各市町村の経済成長の状況が把握できます。

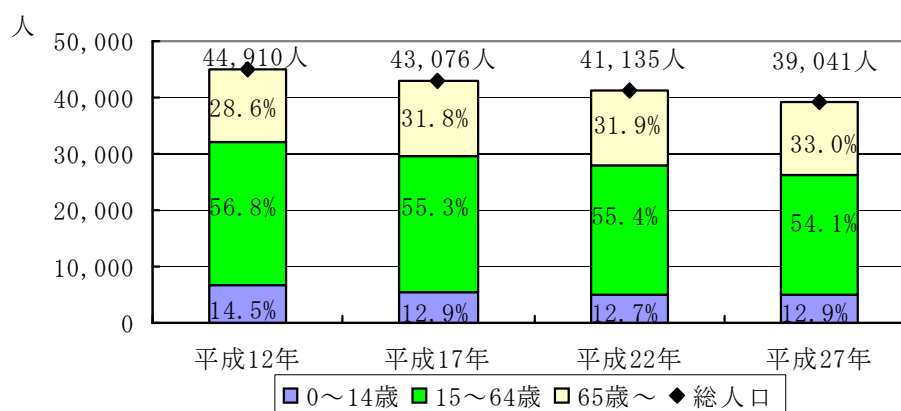
第3章 主要指標の見通し

1 総人口

新市の将来推計人口は、今後も減少が続くものと予測されます。

平成27年には39,041人となり、平成12年と比較すると、5,869人（13.1%）減少すると予測されます。

新市の総人口の将来予測



（注1）平成17年以降は推計値

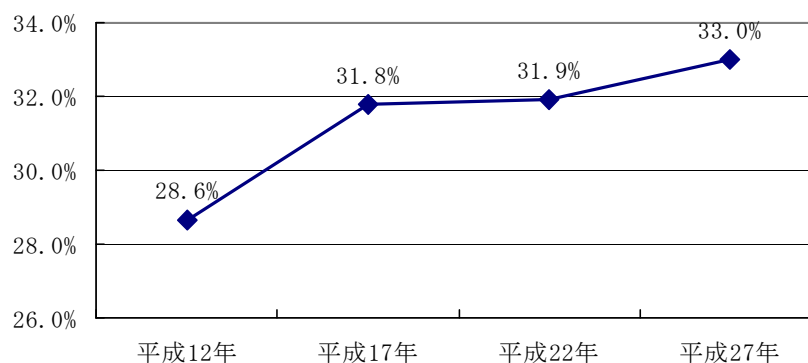
（注2）端数処理の関係上、比率の合計が100%にならない場合もあります。

2 高齢化率

新市の高齢化率は、今後も上昇傾向にあると予測されます。

平成17年には30%を超え、平成27年には33.0%に達すると予測されます。

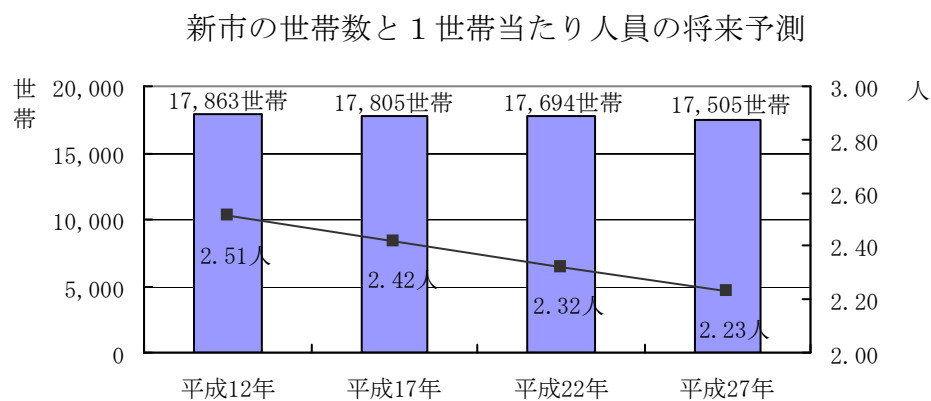
新市の高齢化率の将来予測



3 世帯数及び1世帯当たり人員

新市の世帯数及び1世帯当たり人員は、共に減少すると予測されます。

平成27年には17,505世帯となり、平成12年と比較すると、358世帯（2.0%）減少すると予測されます。



（注）平成17年以降は将来推計人口と1世帯当たり人員予測を勘案して算出した推計値

第4章 新市の現状と課題

1 少子高齢化社会への対応

少子高齢化の進行に伴い、地域活力の衰退や財政基盤の悪化が懸念されています。

特に高齢化の急激な進展は、保健・医療・福祉などの社会保障費の増大の大きな要因となっていることから、高齢者の健康づくりと社会参加による生きがいづくりのための老人クラブの活性化やシルバー人材センターの拡充が求められています。

また、共働きの世帯が増加する中で、保育所の広域的利用の促進や多様化する保育ニーズに対応できるサービスの提供など子育てしやすい環境の整備が必要となっています。

そのほか、近年高齢者等の交通事故が増加していることから交通安全施設の充実や高齢者等への交通安全教育の徹底を図る必要があります。

2 農林業の振興

農畜産物の輸入自由化等による環境変化の中で、農家の高齢化や後継者不足など農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり、これらに対応した営農体系の確立や担い手の育成・確保が必要となっています。また、近年は食への安全性を求める消費者・市場ニーズに対応した農畜産物を安定的に供給する食料供給基地としての役割がますます期待されています。

茶・ゆず・スイカなど地域を代表するブランド作物がありますが、現在実施されている畑地かんがい事業の完成による一大産地の形成が見込まれることから、農畜産物のさらなるブランド化を推進するとともに、地域内の耕作放棄地や遊休農地の有効活用と農業への企業参入についても検討する必要があります。

また、本地域は全体面積の約6割が森林地域となっていることから、森林の活用と木材需要の拡大を図るなどの施策が必要となっています。

3 雇用の場の確保と定住促進

3町においても、これまで工業団地の整備と併せて企業誘致など、雇用の場の確保に努めてきましたが、近年の長引く景気低迷により誘致企業の閉鎖などがみられ、雇用の機会が失われつつあることから、農畜産物を基盤とした食品関連産業の企業誘致や地域に根ざした企業の育成を行い、雇用の場の確保に努める必要があります。

また、今後も若年者の減少が見込まれることから、まちの活力を維持するため若者が定住できる環境を整備することが重要であります。

公営住宅等は、老朽化によって建替等の必要がある住宅が多いほか、特に若年層のニーズに対応できる住環境が求められていることから、豊かな農村環境の中で魅力ある住空間を整備し、過疎化に歯止めをかける必要があります。

4 自然環境の保全

豊かな森林資源は、国土の保全や水資源を涵養し、自然環境の保護や保全に重要な役割を果たしており、清浄で豊かな水を下流域に送る源流域としての地域責任を果す意味からも豊かな緑の創造が必要であります。

また、県内有数の畜産地帯であり、家畜排せつ物の適正な処理が求められていることから、この処理体系を確立する必要があります。

そのほか、省資源やリサイクルを推進し、豊かな自然環境を後世に引き継げる施策の取り組みが必要であります。

生活排水については、地域に見合った施設整備について十分検討する必要があります。

5 行財政運営

地方財政の状況は、バブル経済の崩壊以降、経済対策に伴う公共事業等により厳しさを増しています。

特に地方債の発行の急増は、後年度に公債費負担の大幅な増加をもたらしており、景気低迷に伴う地方税収の伸び悩みと相まって、地方公共団体の財政構造の硬直化をもたらしています。

一方、国も多額の長期債務残高を抱えるなど、極めて厳しい状況にあります。

また、住民の生活圏の広域化や地方分権の推進、少子高齢化の進行など市町村を取り巻く情勢は大きく変化しているところであり、これに的確に対応し、住民に身近な自治体として、将来にわたって住民サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、これからの地方分権の時代にふさわしい行政体制の整備や行財政基盤の強化が不可欠となっています。

第5章 新市まちづくりの基本方針

第1節 新市の将来像

本地域は、広大な大地と森林資源が育まれており、この豊かな自然の恵みを生かした農林業を基幹産業とした個性あるまちづくりを推進してきました。そして、この豊かな大地を基盤に全国有数の畜産の産地が形成され、これまで食料供給基地として発展してきたところではありますが、さらに近隣都市をはじめ大都市への食料供給基地としての役割を今後とも担っていく必要があります。

また、霧島山麓の豊かな森林資源は、国土保全や水資源の涵養など環境保全・保護に重要な役割を果たしているとともに、この資源を活用した新たな産業の創出や個性豊かな文化の形成が期待されています。

豊かな自然の中で人と自然が共生しながら相互に支え合う社会を目指すとともに、心豊かな人づくりと快適なまちづくり、住民が住んでよかったと思えるようなまちづくりを推進することとし、新市の将来像を

豊かな自然の中で いのち 生命の鼓動を感じるまち

と定めます。

第2節 まちづくりの基本方向

新市の将来像の『豊かな自然の中で 生命の鼓動を感じるまち』を実現するための基本方向を次のとおりとします。

- (1) 快適で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり
- (3) 健やかで共に支え合う福祉のまちづくり
- (4) 人と自然が共生し地域資源を生かしたまちづくり
- (5) 住民参画による協働のまちづくり

これらの5つの柱を基本に住民相互の交流を促進し、新市の速やかな一体性の確保に努めるとともに、住民が安心して誇りに思えるまちづくりを目指します。

(1) 快適で安心して暮らせるまちづくり

人々が日常生活の中で安心して暮らせるように、基幹・生活関連道路の整備、高齢者等の交通手段の確保、関連機関と連携した交通安全対策や防犯・防災対策の強化、消費生活相談体制の整備・充実、生活関連施設等の整備、ごみ処理や各地域に応じたし尿処理等の推進、自然環境の保全など、生活における様々な環境を整備し、快適さが実感できるまちづくりを目指します。

なお、これらの都市基盤・生活環境の整備に当たっては、新市の一体性の確保と地域間格差の解消、自然環境との調和に配慮します。

(2) 個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり

学校、家庭、地域社会の連携を図りながら、各学校の特性を生かした学校教育を進めるとともに、高度情報化や国際化等の新たな時代の変化に対応した教育の充実に努めます。

また、自分の人生観に応じて学べる生涯学習やスポーツなどの内容の充実を図るとともに、地域で育まれた貴重な歴史・文化の保存・継承の強化を図りながら新たな文化の創造を目指します。

(3) 健やかで共に支え合う福祉のまちづくり

住民自ら健康づくりに取り組み、より多くの人々が健康で安心して暮らせるために保健センターや諸施設の活用を図り、さらには近隣医療機関との連携により保健・医療体制の充実を目指します。

また、福祉活動の拠点として既存施設の有効活用を図るとともに、少子高齢化社会における高齢者福祉や子育て支援等の地域に根ざした福祉施策を展開し、共に支え合う福祉のまちづくりを目指します。

(4) 人と自然が共生し地域資源を生かしたまちづくり

本地域の基幹産業である農林業の新たな振興と、従来の基幹作物の産地拡大や畜産の振興・拡大を図るとともに、安全で安心な農畜産物づくりを推進し、さらには、環境にやさしい環境保全型農業を目指します。

また、商工・観光については、商工業の相談・指導体制の強化による商店街の活性化を促進するとともに、豊かな自然や地域の特性を生かした観光への取り組みを目指します。

さらには、農畜産物のブランドの形成や雇用の受け皿となる新たな産業の育成に努め、産業活力の創出を目指します。

(5) 住民参画による協働のまちづくり

住民と行政が連携し、新市のまちづくりや地域のコミュニティづくりを進めるとともに、それぞれの役割に応じてまちづくりに参加しやすい環境とまちづくりを牽引するリーダー等の人材育成に努め、住民と行政の協働社会を目指します。

また、行財政の合理化や効率化を推進するとともに、多様化・高度化する住民ニーズに対応できる体制を整備し、行政サービスの向上を目指します。

第3節 土地利用方針

新市においては、将来のまちづくりを見据えた総合的・長期的展望にたった、適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、都市計画法により、新市の行政区域面積の約9.0%に当たる3,496haが指定されています。用途地域については、良好な都市環境とともに、機能的な都市基盤の形成を図ります。

(2) 農業地域

農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）により、新市の行政区域面積の約88.5%に当たる34,533haが指定されています。農用地については、土地改良、農用地造成等による農業生産基盤の効率的な整備と生産性の向上を図ります。

(3) 森林地域

森林地域は、森林法により、新市の行政区域面積の約59.7%に当たる23,325haが指定されています。森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の確保と保全を図ります。

土地利用に係る個別規制法による指定状況

単位：ha

	〔都市計画法〕		〔農振法〕		〔森林法〕		
	都市地域		農業地域		森林地域		
	都市計画 区 域	市街化 区域等 (用途地域)	農業振興 地 域	農 用 地 区 域	森林地域	国有林	民有林
末吉町	784	261	11,180	3,130	6,839	1,757	5,082
大隅町	1,178	131	14,427	2,680	8,753	2	8,751
財部町	1,534		8,926	1,837	7,733	1,929	5,804
計	3,496	392	34,533	7,647	23,325	3,688	19,637

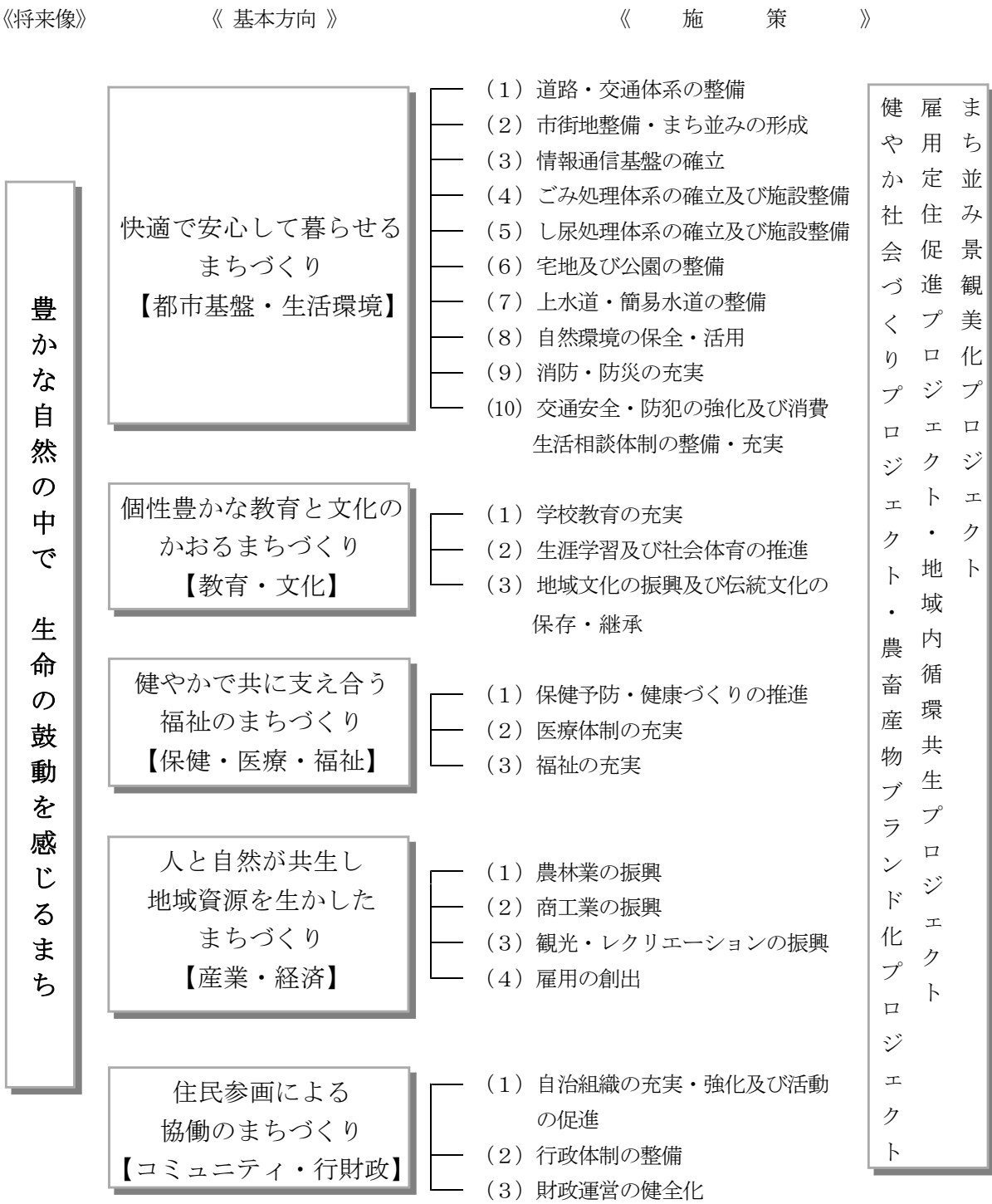
資料：土地対策の概要（平成15年10月、数値は平成15年3月31日現在）

市町村面積に対する割合

	〔都市計画法〕		〔農振法〕		〔森林法〕		
	都市地域		農業地域		森林地域		
	都市計画 区 域	市街化 区域等 (用途地域)	農業振興 地 域	農 用 地 区 域	森林地域	国有林	民有林
末吉町	6.1%	2.0%	86.6%	24.2%	53.0%	13.6%	39.4%
大隅町	8.1%	0.9%	99.1%	18.4%	60.1%	0.0%	60.1%
財部町	13.3%		77.1%	15.9%	66.8%	16.7%	50.2%
計	9.0%	1.0%	88.5%	19.6%	59.7%	9.4%	50.3%

第6章 新市まちづくりの施策

【 まちづくり計画の体系図 】



第1節 まちづくりの基本計画

1 快適で安心して暮らせるまちづくり 【都市基盤・生活環境】

(1) 道路・交通体系の整備

①地域内基幹道路の整備

国道10号及び269号、主要地方道、広域農道など地域内の基幹道路の整備促進を図ります。

②生活道路の整備

市道や集落道など生活道路の整備を推進します。

③広域道路交通体系の整備

東九州自動車道の末吉・財部インターチェンジから曾於弥五郎インターチェンジまでの整備促進を図ります。また、地域高規格道路である都城志布志道路の整備促進を図ります。

④公共交通機関の整備

民間の路線バスの維持を図りながら、ふれあいバス・乗合バス等の運行を図ります。

(2) 市街地整備・まち並みの形成

①市街地整備

旧町の中心市街地については、中心市街地活性化基本計画の策定とそれに基づく活性化の取り組みを進めます。また、既に計画されている土地区画整理事業などを推進します。

②まち並みの形成

景観形成の基本的な指針を策定し、各地域の個性あるまち並み形成を図ります。

(3) 情報通信基盤の確立

①庁内の情報化の推進

庁内LANの構築や本庁・支所間のオンライン化を進め、効率的な事務執行体制の基盤を確立します。また、情報化関連部署の設置と人員の確保により、高度化する情報化への対応を図ります。

(参考) 庁内LAN：ローカルエリアネットワークの略称。庁内の範囲に分散配置されたコンピュータを接続したネットワークで、情報共有や情報通信の高速化・システム化を行う基盤となります。

②地域情報化の推進

地域情報化計画を策定し、新市内全域を対象として、公共施設の情報通信基盤のネットワーク形成を図るとともに、情報通信端末の配備などを進めます。併せて、情報通信端末の操作などの指導体制を強化します。

(4) ごみ処理体系の確立及び施設整備

①ごみ処理体系の確立

現在、旧町で取り組んでいるごみ処理体系の確立を図り、必要に応じ見直し、効率的なごみ処理を進めます。また、ごみの分別の徹底や不法投棄対策の強化を図ります。併せて、事業所のごみ処理についても分別への理解促進に努めます。

②ごみ処理関連施設の整備

ごみ焼却施設の整備や、一般廃棄物最終処分場の適正な管理を図ります。また、容器包装リサイクル法に基づく対象品目については、既存のリサイクルセンターを活用し、資源の再利用を図ります。

(5) し尿処理体系の確立及び施設整備

①し尿処理体系の確立

公共下水道事業等の導入を図るとともに、地域の特性に応じて合併処理浄化槽の普及を図り、し尿処理体系を確立します。

②し尿処理関連施設の整備

公共下水道事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

(6) 宅地及び公園の整備

①多様なニーズに対応した公営住宅等の整備

老朽化した公営住宅等の建て替えを推進するとともに、若年者、高齢者、障害者など多様なニーズの把握に努め、それぞれのニーズに応じた公営住宅等の整備を図ります。

②住宅整備の強化

良好でゆとりある宅地の整備や周辺環境の整備に努めます。また、木材の需要拡大及び快適な生活空間の創造のため、木造住宅の建築を促進します。

③定住の促進

持ち家需要に対応し、過疎地域の活性化を図るため、宅地の取得や住宅の建設・購入者に対する支援に努めます。

④憩いの場となる公園の整備

安心して子育てができる生活環境づくりのため、既存の公園の維持・管理及び整備に努めます。

(7) 上水道・簡易水道の整備

①水質保全・水源の確保

定期的な水質検査を実施し、安全な水の確保を図るとともに、水需要の増加に対応ができるよう水源の確保を図ります。

②上水道事業体制の構築及び簡易水道の整備

旧町の水道事業の統合とともに、民間委託も含めた施設の維持管理体制の見直しを図ります。併せて集落水道・自家用水道地区については、簡易水道の整備・普及を図ります。

③上水道関連施設の整備

老朽化した上水道施設の更新を図りながら、安定した水の供給を図ります。

(8) 自然環境の保全・活用

①環境保全意識の高揚

学校や生涯学習における環境教育の推進や、広報紙等による環境保全意識の高揚を図ります。また、豊富な森林空間や河川流域などを活用した体験型の環境学習を進めます。

②環境保全・美化活動の促進

各種団体や地域のコミュニティが自主的に行う環境保全・美化活動に対する支援を強化するとともに、全市での環境美化活動を展開します。

③自然環境の保全・活用対策

自然環境の保全に資する新エネルギー・省エネルギー設備の公共施設等への導入を推進します。

(9) 消防・防災の充実

①常備消防体制の充実

大隅曾於地区消防組合による広域消防業務及び救急業務の充実を図ります。特に救急業務については、高規格救急車の導入や救急隊員の対応力の強化などを図るとともに、医療機関との連携のもと、迅速な救急体制を構築します。

②非常備消防・防災体制の充実

自主防災組織の設立や活動を促進するとともに、消防団組織の体制強化を図ります。また、消防・防災設備機器の整備充実による消防力の強化を図ります。さらに、関係機関との連携による防災訓練の定期的な実施に努めます。

③災害に強い地域づくり

治山・治水・砂防事業などにより、災害の未然防止に努めるとともに、災害危険箇所の点検を強化し、危険地域の住宅の移転等を促進します。

(10) 交通安全・防犯の強化及び消費生活相談体制の整備・充実

①交通安全対策の強化

地域の住民や関係機関との連携のもとで、危険箇所の点検や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育や啓発活動を積極的に展開します。

②防犯体制の強化

防犯灯の設置に対する支援や関係機関との連携のもとで防犯意識の高揚を図ります。また、地域のコミュニティとの連携による防犯体制を強化し、安心できる環境づくりを推進します。

③消費生活相談体制の整備・充実

消費者の苦情等に対する相談体制を整備・充実するとともに、消費者情報の提供などの取り組みを推進します。

【主要事業】

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
（１）道路・交通体系の整備	○国道10号・269号の整備（国・県） ○県道482号・500号・501号の整備（県） ○その他の県道整備（県） ○地域高規格道路整備（県） ○地方特定道路整備（県） ○県単道路整備（県） ○東九州自動車道整備 ○東九州自動車道<u>曾於弥五郎</u>インターチェンジへのアクセス道路の整備 ○基幹道路へのアクセス道路の整備 ○市道の一体的整備 ○集落道整備 ○地方バス路線維持対策（県） ○自主運行バスの再編
（２）市街地・まち並みの形成	○既存駅周辺の整備・活用 ○緑の基本計画の策定 ○土地区画整理の推進 ○中心市街地活性化基本計画の策定 ○景観形成プランの策定 ○<u>国道、主要道路への計画的な植栽</u>
（３）情報通信基盤の確立	○情報化（ＯＡ化）の推進 ○電子計算組織（システム）の導入及び管理運用の推進 ○情報化関連部署の設置 ○地域情報化計画の策定 ○公共施設の情報通信基盤ネットワーク化の推進 ○情報端末操作などの指導体制の強化
（４）ごみ処理体系の確立及び施設整備	○一般廃棄物処理計画の策定 ○一般廃棄物集積場整備への助成 ○一般廃棄物収集・処理の推進 ○ごみ処理・再資源化施設の整備 ○ごみ再資源化啓発の推進 ○最終処分場の管理の推進 ○ごみ不法投棄対策の推進 ○資源ごみ回収活動への支援
（５）し尿処理体系の確立及び施設整備	○公共下水道整備 ○合併処理浄化槽整備（県） ○し尿・浄化槽汚泥収集・処理の推進
（６）宅地及び公園の整備	○<u>公園住宅等整備（県）</u> ○<u>住宅用地分譲の推進</u> ○木造住宅の建設の促進

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
	○<u>定住促進に係る住宅用地及び建設・購入への支援</u> ○公園維持管理体制の整備 ○<u>主要施設へ庭園整備</u> ○<u>合併記念公園の整備</u>
（７）上水道・簡易水道の整備	○上水道施設の整備 ○定期的な水質検査の推進 ○集中管理システム・管路網図の整備 ○民間委託も含めた水道施設の維持管理体制の見直し ○集落水道・自家用水道地域への簡易水道の整備・普及
（８）自然環境の保全・活用	○環境教育の推進 ○河川水質検査の推進 ○<u>「花のまち運動」の展開</u> ○<u>まち並み花壇コンテストの開催</u> ○<u>「道の里親制度」の導入</u> ○<u>森林資源を生かしたバイオマスエネルギーの開発や利用の促進</u> ○新エネルギー導入推進活動 ○省エネルギー導入推進活動
（９）消防・防災の充実	○地域防災計画の策定及び防災会議 ○消防用施設・設備の整備・充実 ○高規格救急車の導入 ○救急隊員の対応力の強化 ○消防団の体制強化 ○自主防災組織育成の支援 ○防災訓練の推進 ○災害危険箇所の点検強化 ○災害危険住宅の移転促進 ○急傾斜地崩壊対策（県） ○リバーフロント整備（県）
（10）交通安全・防犯の強化及び消費生活相談体制の整備・充実	○特定交通安全施設等整備（県） ○交通危険箇所の点検 ○交通安全施設の整備 ○交通安全教育・啓発活動の推進 ○防犯施設の整備 ○防犯意識の高揚 ○地域における防犯体制の強化 ○防犯灯設置の促進 ○学校周辺及び通学路での子供の安全確保 ○消費生活相談員の設置 ○消費者情報の提供

2 個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり 【教育・文化】

(1) 学校教育の充実

①学校施設・設備の整備

老朽化した学校施設の整備・改修を計画的に進めます。併せて情報教育を推進するため、パソコン等の設備の充実を図ります。

②教育内容の充実

地域の歴史・文化・産業資源を活用した郷土教育の推進や、児童生徒一人ひとりの個性を尊重する教育を推進します。また、各学校の特性を生かした教育の推進に努めるとともに、学校間交流や山村留学・特認校制度の導入などによる活性化を図ります。

(参考) 特認校制度：小規模校入学特別認可制度の略で、市町村教育委員会が指定する小規模校への入学について、一定の条件のもとで通学区域の弾力化を図るものです。

③地域との連携体制

空き教室や体育館・校庭などの地域への開放を進めます。また、総合的な学習の時間等において地域の人材活用を図ります。さらに、教職員も含めた地域活動の活性化を促進します。

中学校統合に伴う旧中学校跡地の活用方法や新たな学校区の設定等については、新市において検討します。

(2) 生涯学習及び社会体育の推進

①生涯学習関連施設の整備

公民館や図書館、資料館など生涯学習に関連した施設の整備充実を図り、各町で異なる関連施設の呼称について統一を進めます。また、幅広い情報提供のためのパソコン等の設置や蔵書の充実を図ります。

②生涯学習内容の充実

多様化する住民ニーズに対応した生涯学習講座の内容の充実と年間プログラムの再構築を図ります。

③社会体育の充実

住民のスポーツ活動やスポーツ団体の振興を促進し、各地域におけるスポーツや健康増進施設の充実に努めるとともに、住民がスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

(3) 地域文化の振興及び伝統文化の保存・継承

①文化関連施設の整備

総合センター，文化会館，きらめきセンター等の文化関連施設の効率的な維持管理を図ります。また，多様化する芸術文化活動を推進するため，不足する設備の充実や利便性の向上を図ります。

②文化財等の保存・継承

文化財保存会等の活動を支援するとともに，学校教育や生涯学習における教育素材として活用するほか，観光資源としての有効な活用を図ります。

【主要事業】

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
（１）学校教育の充実	○幼稚園への就園援助 ○学校施設の整備・改修及びパソコン等設備の充実 ○郷土教育や個性を尊重する教育の推進 ○各学校の特性を生かした教育の推進 ○学校間交流の推進 ○山村留学・特認校制度の導入 ○空き教室の地域への開放 ○地域の人材活用による教育の推進 ○教職員の地域活動への参加促進 ○通学バスの運行及び通学費の助成 ○遠距離通学への対応（県） ○ スクールカウンセラーの設置推進 ○教育相談の推進 ○学校教育問題対策協議会の円滑な運営 <u>○統合中学校跡地の活用</u> ○学校区の検討 <u>○学校給食・施設の充実</u>
（２）生涯学習及び社会体育の推進	○社会教育関連施設及び設備等の整備・充実 ○生涯学習講座の内容の充実 ○生涯学習プログラムの策定 ○生涯学習大会の開催 ○スポーツ大会の開催 ○各施設におけるスポーツ・健康増進の充実
（３）地域文化の振興及び伝統文化の保存・継承	○文化関連施設及び設備等の整備・充実 ○文化関連施設の効率的な維持管理の推進 ○不足する設備の充実及び利便性の向上 ○自主文化事業及び文化祭の開催 ○文化財調査・保存の推進 ○教育素材としての文化財の活用の推進 ○文化財の観光資源としての有効な活用の推進

3 健やかで共に支え合う福祉のまちづくり 【保健・医療・福祉】

(1) 保健予防・健康づくりの推進

①保健活動の推進

各地域の施設や保健センターを有効に活用し、健康教育や健康相談等の拠点とします。また、各種検診・健康診査の受診の促進とともに、診断・診査結果のデータベース化を図ります。

(参考) データベース化：情報をコンピューターを使って分類・整理し、多目的に利用できるようにしたものです。

②自主的な健康づくりの推進

健康づくりに関する情報提供や体育施設等の利便性の向上、ウォーキングロードなどの整備を図り、さらに、健康増進法に基づく健康増進計画の策定により、地域や個人による自主的な健康づくりを促進します。

(2) 医療体制の充実

①関係機関の連携強化

曾於郡医師会立病院を基幹病院として都城市郡医師会等との連携を強化し、医療サービス体制の充実を図ります。

②在宅医療の充実

介護保険の訪問看護サービス等医療系の在宅サービスの充実を図るとともに、巡回診療など周辺部への医療サービスの提供を促進します。

③休日・救急医療の充実

当番制などの休日医療体制を維持するとともに、広報を強化します。また、曾於地区消防組合と曾於郡医師会等との連携を強化し、初期救急医療及び第二次救急医療の充実を図ります。第三次救急医療については、救急搬送体制の強化に努め、鹿児島市立病院救命救急センター等との連携を図ります。

(参考) 初期救急医療：休日、夜間に発生する救急患者に対して住民の身近なところで救急処置を行うとともに、必要に応じて二次、三次救急医療機関への転送を行うなど救急医療体制の基盤となるものです。

第二次救急医療：初期救急医療から転送される患者の医療を確保することを主たる目的とするもの。曾於郡医師会立病院などが該当するが、当病院は初期救急医療の機能も果たしています。

第三次救急医療：重篤患者など特殊専門医療機能を有するもので、鹿児島市立病院救命救急センターや鹿児島大学病院の特殊診療などが該当します。

(3) 福祉の充実

①福祉体制の強化

新市に福祉事務所を設置し、保健・医療・福祉のより一層の連携とともに、人材の確保を図ります。また、社会福祉協議会の統合を促進し、ボランティアの登録制度の充実や近隣福祉ネットワークの形成、社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定により、地域福祉体制を強化します。

②福祉関連施設の整備

保育所、福祉センターなど福祉関連施設の整備を促進し、機能強化を図ります。

③福祉サービスの充実

児童福祉については、幼稚園や小学校、地域と連携した子育て支援体制を強化します。また、保育所における延長保育・休日保育等を促進し、子育て支援ネットワークなど住民組織の活用を図ります。さらに、地域における子育ての支援、教育環境の整備等を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定します。

高齢者福祉については、介護保険サービスの充実に努め、制度等の情報提供を強化するとともに、公正な介護認定への取り組みを推進します。

また、生活支援・介護予防等の在宅サービスの提供や、いきがい創出の拠点づくりを推進します。

シルバー人材センターについては、機能強化を図ります。

障害者福祉については、支援費制度などの情報提供を強化し、公共施設や道路などにおけるバリアフリー化を進めるとともに、生活支援の充実や交流事業等による自立支援を図ります。併せて障害者の雇用・就労促進に向けた取り組みを推進します。

【主要事業】

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
（１）保健予防・健康づくりの推進	○健康づくりの拠点となる施設の整備及び活用 ○交流施設の整備及び活用 ○各種検診・健康診査の推進 ○健康相談・健康教育の推進 ○健康管理システムの構築 ○食生活改善の推進 ○健康づくり情報提供の強化 ○体育施設等の利便性の向上 ○健康づくりを推進する基盤の整備 ○健康増進計画の策定
（２）医療体制の充実	○医師会等との連携強化 ○医療系介護保険サービスの充実 ○在宅当番・救急医療情報提供の強化 ○救急医療体制の強化
（３）福祉の充実	<u>○福祉体制の強化</u> ○福祉事務所の設置 ○社会福祉協議会の統合促進 ○地域福祉計画の策定 ○近隣保健福祉ネットワークの形成 <u>○ボランティア活動等の促進</u> ○福祉センターの整備及び機能強化 ○保育所の整備及び機能強化 <u>○子育て支援対策の強化</u> ○地域と連携した子育て支援体制の強化 ○特別保育の推進 ○次世代育成支援対策推進行動計画の策定 ○放課後児童健全育成の推進 ○幼児学園への援助 ○公正な介護認定への取り組みの推進 ○介護保険サービス適正化の推進 ○介護保険制度の情報提供の強化 ○介護予防・いきがい活動視線の推進

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
	○生活支援の推進（県） ○健康福祉施設の整備及び活用 ○シルバー人材センターの機能強化 ○在宅介護支援センターの機能強化及び活用の推進 ○心身障害者（児）支援の推進 ○心身障害者の雇用・就労の促進 ○<u>主要施設の漸次的なバリアフリー化の推進</u> ○老人クラブ活動の支援 ○民生委員・児童委員活動の支援 ○すこやか長寿社会運動の推進（県）

4 人と自然が共生し地域資源を生かしたまちづくり 【産業・経済】

(1) 農林業の振興

①生産基盤・経営体系の強化

畑地かんがい事業の早期完了を促進するほか、ほ場整備・農林道整備などによる農林業生産基盤を強化します。また、農地流動化や地域営農システムの構築などにより、中核的担い手の育成及び新規就農者の確保に努め、多様な経営体系づくりを推進します。

②畜産産地の形成

畜産については、肉用牛の高能力牛確保等による生産性の向上を図り、段階的な規模拡大による大規模経営の育成に努めます。また、養豚は優良系統豚の活用による高品質な黒豚の生産を推進します。養鶏は、飼養管理技術や衛生管理技術の向上による生産性の向上とコスト削減を進めます。

③園芸産地の形成

畑地かんがい営農の推進のもと、大規模野菜農家を核とする団地づくりによる畑作営農産地の育成を図るとともに、施設野菜や花卉の生産量の拡大などによる産地形成を図ります。茶の産地拡大による高級茶としての銘柄確立と適正な施肥防除によるクリーンな茶づくりを進めます。

④環境保全型農業の推進

畜産農家と耕種農家の連携のもと、家畜排せつ物の有効利用を促進するとともに、農用地での適正施肥を行うなど環境保全型農業を推進します。さらに、安全で安心な農畜産物づくりのため、農薬の使用低減などに努めます。

⑤森林整備

林業については、各種支援制度を活用した森林組合の活動強化及び育成を図り、従事者の確保に努め、計画的な造林・間伐を推進します。併せて木材需要の拡大に努めます。また、椎茸などの特用林産物の生産を推進します。

その他、森林空間の活用や森林の保全に努めます。

⑥加工・流通体制の強化

産地直売施設や飲食店、学校給食への地域農畜産物の提供を推進し、地産地消運動を推進します。また、都市部へのアンテナショップを開設するなど広域的な直販体制を構築します。

(参考) アンテナショップ：消費者の需要動向や商品の評価等を把握し、商品開発等に役立てるための販売施設を指します。

⑦農村づくり

新・農村振興運動の展開のもと、実践活動の牽引役となるリーダーの育成などを始めとして、活力ある農村の構築を推進します。

また、農村集落の景観の活用や生活関連基盤の整備を進めるとともに、都市農村交流などによる農村の活性化を図ります。

(2) 商工業の振興

①商業の振興

商工会の統合等を促進し、商業診断や指導体制などの機能強化を図るとともに、各地域の中心市街地については、魅力ある買い物空間としての形成に努めます。

また、近隣商店などについては、住民のニーズに対応した経営改善を促進し、併せて地元購買を促進するための方策を検討します。

②工業の振興

既存の工業団地への企業誘致を推進するとともに、進出企業の地元雇用を促進します。また、農畜産物の加工事業所や関連産業の育成・誘致を進めます。

③新規産業の育成

(財) かごしま産業支援センター等との連携により起業化への取り組みを促進します。また、産学官の連携による共同研究や新規分野への展開を支援します。

(参考) 産学官：「産」は産業経済界や企業、「学」は大学等の学術研究機関、「官」は行政機関を指します。学術研究機関の研究成果と、産業界の技術開発力と結びつける体制づくりが経済再生において非常に重要な課題とされています。

(3) 観光・レクリエーションの振興

①観光施設の整備及びネットワークの形成

花房峡憩いの森、大鳥峡、大川原峡など森林レクリエーション施設をはじめ、主要な観光施設の整備充実を図るとともに、歴史・文化、自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進します。

(参考) 観光ネットワーク：地域に点在する観光資源を、観光ルートの設定や案内板の整備等により結びつけることです。

②観光イベントの開催・PR

各地域の歴史や文化を生かし年間を通じてイベントを計画し、効果的なPRによる集客増及び交流促進を図ります。

③地域特性を生かした観光の推進

グリーン・ツーリズムや観光農園，キャンプ場など豊富な自然資源を生かした体験型・滞在型の観光・レクリエーションの展開を推進します。

(参考) グリーン・ツーリズム：都市住民が農村に滞在して，農林漁業体験や農村での生活を通じて，伝統文化，自然等にふれるとともに，地域の人々と交流することを目的とした旅行形態をいいます。

④観光推進体制の強化

日南・大隅地区観光連絡協議会，都城盆地観光連絡協議会など広域観光体制の強化を図ります。

(4) 雇用の創出

①雇用対策

企業誘致や既存企業の育成強化を図るとともに，地域の特性を生かした地場産業の育成により，新たな雇用の創出を図ります。

②雇用・就労機会の提供

ハローワークとの連携により，求人情報の提供体制を強化するとともに，シルバー人材センターの活用を促進します。

【主要事業】

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
(1) 農林業の振興	○県営畑地かんがいの推進（県） <u>○畑地かんがい事業による茶やスイカ、ゆずなどの一大産地の形成</u> <u>○農業経営の効率化・高度化を図るための生産団地化</u> <u>○農林業情報ネットワークシステムの整備</u> ○農地流動化の推進 ○県営シラス対策（県） ○農道整備（県） ○中山間地域総合整備（県） ○農村振興総合整備（県） ○特殊農地保全整備（県） ○河川応急対策（県） ○用排水施設整備（県） ○ほ場整備 ○活動火山周辺地域防災営農対策の促進 ○地域営農システムの構築 ○担い手・認定農業者の育成 ○新規就農者支援対策の促進 <u>○新規就農者の確保</u> ○高能力牛の確保 ○肉用牛の大規模経営体の育成 ○高品質な黒豚生産の推進 ○養鶏飼養管理技術及び衛生管理技術の向上促進 ○大規模野菜農家を核とする団地づくり ○施設野菜や花卉の生産量の拡大 ○高級茶としての銘柄確立 ○クリーンな茶づくりの推進 <u>○耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業基盤の確立と環境保全型農業による高品質農畜産物の安定供給</u> ○農薬の使用低減 ○飼料基盤の開発整備・家畜用施設の整備及び畜産経営の移転（畜産基盤再編総合整備）（県） ○畜産環境施設整備（畜産環境総合整備）（県） <u>○家畜の排せつ物対策の全面的な強化</u> ○森林組合の活動強化及び育成 ○森林環境保全整備 ○森林居住環境整備

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
	○計画的な造林・間伐等の推進 ○木材需要の拡大 ○特用林産物の振興 ○林道・作業路の整備 ○治山の推進（県） ○<u>森林資源を生かしたバイオマスエネルギーの開発や利用の促進</u> ○農畜産物直売所施設等の整備 ○<u>道の駅や直売所を核とし、さらに学校給食への供給を図る地産地消の推進</u> ○<u>農畜産物の品質の保持</u> ○<u>履歴表示などによる安全管理・品質管理の強化</u> ○新・農村振興運動の推進 ○都市農村交流の推進 ○道の駅の整備・充実 ○農畜産物生産施設の整備 ○有機堆肥施設の整備
（２）商工業の振興	○商業診断・指導体制の強化 ○中心市街地活性化の推進 ○魅力ある買い物空間の整備 ○近隣商店における地元購買促進方策の検討 ○各種イベント等の支援 ○<u>誘致企業の地元雇用の促進</u> ○<u>農畜産物の加工事業者の誘致・育成</u> ○<u>企業誘致の推進</u> ○起業化の促進 ○産学官の連携による共同研究等の支援
（３）観光・レクリエーションの振興	○観光関連施設の整備 ○目的に応じた多様な観光ネットワークの形成 ○観光イベント等の支援及び効果的ＰＲの推進 ○体験型・滞在型の観光・レクリエーションの展開 ○広域的な観光体制の強化 ○観光ガイドマップの作成
（４）雇用の創出	○地場産業の育成 ○求人情報の提供 ○シルバー人材センターの活用促進

5 住民参画による協働のまちづくり 【コミュニティ・行財政】

(1) 自治組織の充実・強化及び活動の促進

①自治会の活性化

少子・高齢化により機能が低下している自治会もあることから、今後とも財政的な支援策などにより組織の活性化を図ります。

②まちづくりのリーダーの育成

新・農村振興運動などとの連携や生涯学習講座などにより、まちづくりを牽引するリーダーを育成します。

③各種団体・組織との連携

P T A，女性団体，青年団などの各種団体や子育て支援ネットワーク，近隣保健福祉ネットワークなどの組織との連携を図ります。

④活動基盤の整備促進

公民館や集会所などの設置や改修等により，自治活動の基盤の整備を促進します。

⑤新たなコミュニティの充実

生活の基礎となる地域づくりを促進するため，従来の地区連絡協議会などの組織を見直し，地域に応じた地区コミュニティ組織の充実を図り，将来的には住民と行政が協働しながら住民参画によるまちづくりを実現するための組織の構築を推進します。

(2) 行政体制の整備

①新たな行政体制の構築

合併に伴い，組織機構の再構築を図ります。また，合理化を図る部門と強化を図る部門とを明確化し，合併後10年程度で類似団体等の職員数を参考に減員に努めます。

②新たな計画等の策定

合併に伴い，新たに基本構想（新市総合振興計画）を策定し，住民参加によるまちづくりを推進します。

③行政サービスの向上

住民ニーズの的確な把握や行政評価システムの導入などにより、行政サービスの改善を図るとともに、総合窓口の設置、郵便局等との連携による各種申請業務の窓口の設置等により、行政サービスの向上を図ります。

(3) 財政運営の健全化

①効果的な財政支援の活用

概ね20箇年程度の財政収支見通しを作成し、これを基に補助金や合併特例債等の財政支援を効果的に活用できるよう努めます。

②財政計画の作成及び関連指標の公表

新市財政計画の作成やバランスシートなど財政関連指標の公表に努めます。

(参考) バランスシート：一般に企業会計の決算に用いる財務諸表のひとつで、会計年度末の資産、負債等の財務状況を示す表をいい、「貸借対照表」ともいわれています。

【主要事業】

項目	主要事業（下線は主要プロジェクト）
（１）自治組織の充実・強化	○自治会活動の支援 ○自治組織構築の推進 ○子育て，高齢者見守り，防犯・防災等多機能型コミュニティ組織づくり ○新・農村振興運動との連携等による地域リーダーの育成 ○自治会と各種団体等との連携の強化 ○社会教育団体の育成 ○公民館・集会施設の整備 ○住民参画によるまちづくり実現のための組織の構築
（２）行政体制の整備	○行政組織機構の再構築 ○定員適正化計画の策定 ○新市総合振興計画の策定 ○職員研修の推進 ○庁舎等の整備 ○行政改革の推進 ○情報公開条例の制定 ○男女共同参画プランの策定 ○男女共同参画社会の形成 ○行政評価システムの導入 ○各種申請業務等の拠点の拡大
（３）財政運営の健全化	○合併に伴う財政支援制度の有効活用 ○財政計画の策定 ○財政関連指標の作成・公表

第2節 主要プロジェクト

主要プロジェクトは、新市において重点的に取り組むべき事項を5つのプロジェクトとして位置づけたものです。

(1) 健やか社会づくりプロジェクト

【 概要 】

福祉体制の強化やコミュニティの機能強化などにより、子供から高齢者まで市民の誰もが共に助け合い支え合う心豊かな地域共生社会づくりを目指します。

【 主な取り組み 】

- 福祉体制の強化
- 子育て，高齢者見守り，防犯・防災等多機能型コミュニティ組織づくり
- 子育て支援対策の強化
- 男女共同参画社会の形成
- 男女共同参画プランの策定
- ボランティア活動等の活動促進
- 主要施設の漸次的なバリアフリー化
- 統合中学校跡地の活用

(2) 農畜産物ブランド化プロジェクト

【 概要 】

畑地かんがい施設の活用により、新市が誇る主幹作物の一大産地形成を図るとともに、環境保全型農業の推進による品質管理や履歴表示など安全管理による高付加価値化を進め、関係機関と連携した販路拡大により、全国的なブランド作物としての地位を築きます。

【 主な取り組み 】

- 新規就農者の確保
- 畑地かんがい事業による茶やスイカ、ゆずなどの一大産地の形成
- 農畜産物の品質の保持
- 履歴表示などによる安全管理・品質管理の強化
- 農業経営の効率化・高度化を図るための生産団地化
- 農林業情報ネットワークシステムの整備

(3) 雇用・定住促進プロジェクト

【 概要 】

工業団地への農畜産物の加工事業所や食品関連産業などの企業誘致を推進するとともに、地場産業の育成を図りながら、雇用の場の確保に努めます。

また、若年層等の多様なニーズに応じた公営住宅等の整備を図るとともに、宅地の取得や住宅の建設・購入に対する支援策を講じ、定住の促進を図ります。

【 主な取り組み 】

- 農畜産物の加工事業所の誘致・育成
- 企業誘致の推進
- 誘致企業の地元雇用の促進
- 公営住宅等整備
- 住宅用地分譲の推進
- 定住促進に係る住宅用地及び建設・購入への支援

(4) 地域内循環・共生プロジェクト

【 概要 】

家畜排せつ物等の有効利用により生産される農畜産物について、新市の飲食店や学校給食などでの供給を進めます。(地産地消)

また、供給先で発生する食品残さの堆肥化により、新たな農畜産物の生産活動への循環を図ります。(生ごみの堆肥化)

さらに、森林資源のエネルギー化について、技術の研究開発を進めながら、その用途を検討し具体的な導入を図ります。

【 主な取り組み 】

- 家畜の排せつ物対策の全体的な強化
- 耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業基盤の確立と環境保全型農業による高品質農畜産物の安定供給
- 道の駅や直販所を核とし、さらに学校給食への供給を図る地産地消の推進
- 森林資源を生かしたバイオマスエネルギーの開発や利用の促進
- 学校給食・施設の充実

(参考) バイオマスエネルギー：バイオ（生物）マス（集合体）で、エネルギー源として利用される生物体のことで、具体的には稲わら、家畜排せつ物、木くずなどを原料として、発電や熱利用が可能とされています。

(5) まち並み景観美化プロジェクト

【 概要 】

主要施設への庭園等の整備や合併を記念しての公園等の整備を図り，住民や観光客の憩いの場の創出を図ります。

また，まち並みの景観美化を推進するため，主要道路沿線への植栽のほか，花をテーマとした住民主体の多様な活動を促進し，地域活力の向上を図ります。

【 主な取り組み 】

- 主要施設への庭園整備
- 合併記念公園の整備
- 国道，主要道路への計画的な植栽
- 「花のまち運動」の展開
- まち並み花壇コンテストの開催
- 「道の里親制度」の導入

(参考) 道の里親制度：公共施設や公有施設の一部の区域や空間を，住民や団体，企業等が一定の責任のもとで，保守管理をしていく制度のことで，里親（住民等）と養子（道路等）の関係にたとえられています。

第3節 県事業の推進

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援します。

【県事業一覧】

基本方向	施策	項目	事業内容
快適で安心して暮らせるまちづくり	道路・交通体系の整備	地域内基幹道路の整備	○国道269号の整備 ○県道482号の整備 ○県道500号の整備 ○県道501号の整備 ○その他の県道整備 ○地域高規格道路整備 ○地方特定道路整備 ○県単道路整備
		公共交通機関の整備	○地方バス路線維持対策
	し尿処理体系の確立及び施設整備	し尿処理体系の確立	○合併処理浄化槽整備
	宅地及び公園の整備	多様なニーズに対応した公営住宅等の整備	○公営住宅等整備
	消防・防災の充実	災害に強い地域づくり	○急傾斜地崩壊対策 ○リバーフロント整備
	交通安全・防犯の強化及び消費生活相談体制の整備・充実	交通安全対策の強化	○特定交通安全施設等整備
個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり	学校教育の充実	地域との連携体制	○遠距離通学への対応
健やかで共に支え合う福祉のまちづくり	福祉の充実	福祉サービスの充実	○すこやか長寿社会運動の推進 ○生活支援の推進

基本方針	施 策	項 目	事業内容
人と自然が共生し地域資源を生かしたまちづくり	農林業の振興	生産基盤・経営体系の強化	○県営畑地かんがい整備 ○県営シラス対策 ○農道整備 ○中山間地域総合整備 ○農村振興総合整備 ○特殊農地保全整備 ○河川応急対策 ○用排水施設整備
		環境保全型農業の推進	○飼料基盤の開発整備・畜産用施設の整備及び畜産経営の移転（畜産基盤再編総合整備） ○畜産環境施設整備（畜産環境総合整備）
		森林整備	○森林環境保全整備 ○森林居住環境整備 ○治山の推進

第7章 公共施設等の統合整備

1 公共施設等の統合整備の基本的考え方

公共施設等の整備については、これまでの住民生活に急激な変化がないように十分留意し、また、それぞれの地域の特性や地域間のバランス、さらに財政事情等を考慮しつつ、計画的に推進していくこととします。

また、統合整備・除却の検討に当たっては、行財政運営の効率化を主眼とし、既存の公共施設等の有効活用等を基本に、住民サービスの低下を招かないように配慮するものとします。その際、運営・管理等においては、民間事業者、ボランティア等、民間活力を活用できるものについては、積極的に導入していくものとします。

2 庁舎整備の基本的考え方

現在の末吉町役場を新市の事務所の位置とし、現庁舎の末吉町役場、大隅町役場及び財部町役場は総合支所として必要な機能の整備・充実を図り、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

また、令和2年度以降は、本庁庁舎については、増築・改修を、大隅・財部支所庁舎については、建替えや他の公共施設との統合を含めた整備を検討・実施します。

各庁舎の整備においては、防災拠点としての機能を強化し、建替えを実施する際は、防災の観点から移転改築も含めて検討します。

(参考) 曾於市支所設置条例により、平成23年度から末吉支所(末吉町役場)が本庁として、大隅支所(大隅町役場)・財部支所(財部町役場)は支所として位置づけられています。

第8章 財政計画

新市の財政計画は、平成17年度から令和7年度までについて、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績、人口推移等を勘案して推計し、普通会計ベースで策定したものです。

策定においては、新市の健全な財政運営を堅持することを前提とし、合併特例債等の国・県の財政支援措置を考慮しています。

1 歳入

(1) 地方税

今後の経済成長は見込まず、市町村民税、固定資産税、その他の地方税に分けて算出し、過去の実績及び税制改革の影響などを踏まえて推計しています。

また、固定資産税は今後予定される評価替えの影響額を考慮しています。

(2) 地方譲与税

過去の実績及び税制改革の影響などを踏まえて推計しています。また、令和元年度より森林環境譲与税額を見込んでいます。

(3) 利子割交付金

過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

(4) 配当割交付金

過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

(6) 法人事業税交付金

市町村の法人住民税法人税割の減収分の補填措置に伴い、新設された法人事業税交付金として推計しています。

(7) 地方消費税交付金

過去の実績及び毎年度毎の推移をもとに推計しています。

(8) 自動車取得税交付金（自動車税環境性能割交付金）

過去の実績及び毎年度毎の推移をもとに推計していますが、令和元年10月以降は廃止に伴い、新設された環境性能割交付金として推計しています。

(9) 地方特例交付金

現行の制度が維持されるものとして推計しています。

(10) 地方交付税

現制度による実績を勘案の上、合併算定替の段階的減少及び公債費に係る交付税措置の影響などを考慮し推計しています。

また、曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンで示された今後の人口減少による影響額を考慮しています。

特別交付税については、過去の実績等を考慮し推計しています。

(11) 交通安全対策特別交付金

過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

(12) 分担金及び負担金

令和2年度以降は、災害復旧事業分担金や保育料無償化に係る子ども・子育て支援給付費負担金を除き、過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

(13) 使用料及び手数料

過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

(14) 国庫支出金

人件費、扶助費、物件費、補助費等該当分については、それぞれの性質別歳出経費の財源割合から推計し、投資的経費該当分については、今後の事業実施見込額をもとに推計しています。

(15) 県支出金

人件費、扶助費、物件費、補助費等該当分については、それぞれの性質別歳出経費の財源割合から推計し、投資的経費該当分については、今後の事業実施見込額をもとに推計しています。

(16) 財産収入

未利用財産の売却による増額や基金の利息分等を見込み推計しています。

(17) 寄附金

特殊要因と思われる年度は除外して、過去の実績をもとに推計しています。

(18) 繰入金

各年度の歳入不足額に対し、財政調整基金、減債基金及びふるさと開発基金等の特定目的基金からの繰入金を活用することとしています。

(19) 諸収入

特殊要因と思われる年度は除外して、過去の実績をもとに推計しています。

(20) 地方債

各年度事業債の元金償還額の範囲内で、投資的経費等を勘案して推計しています。

また、臨時財政対策債は、現行制度に基づき、令和元年度の発行額をもとに推計しています。

2 歳 出

(1) 人件費

職員数は平成31年4月1日現在の数で推移するものとし、再任用職員数も考慮します。特別職及び議員等については、過去の実績等をもとに推移するものとしています。

また、令和2年度より会計年度任用職員制度に伴う影響額及び令和5年度以降、定員適正化計画に基づく職員減による影響額も見込んで推計しています。

(2) 物件費

電子計算システムや小中学校のICT関連の委託料、使用料及び賃借料等は、過去の実績及び年度毎の推移をもとに推計しています。

また、令和2年度は会計年度任用職員制度による影響額を考慮しています。

(3) 維持補修費

特殊要因と思われる年度は除外して、過去の実績をもとに推計しています。

(4) 扶助費

少子高齢化等への対応から歳出額は増加傾向であることを考慮し、過去の実績をもとに推計しています。また、保育料無償化に伴う負担分を見込みます。

(5) 補助費等

大隅曾於地区消防組合負担金及び曾於北部衛生処理組合負担金は、各組合の負担金計画により、その他の一部事務組合負担金は、平成31年度当初予算額で推計しています。

また、公営企業会計の水道事業及び公共下水道事業への補助金は、元利償還金に係る繰出計画額に基づき推計しています。

その他の補助費等は、過去の実績をもとに計上しています。

(6) 公債費

既発分に伴う償還額に加え、新たに発行する合併特例債等の借入に伴う償還額を見込んで推計しています。

(7) 積立金

単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積立てるものとしています。

また、ふるさと納税等による基金造成分を見込んで推計しています。

(8) 投資及び出資金、貸付金

特殊要因と思われる年度は除外して、過去の実績をもとに推計しています。

(9) 繰出金

国民健康保険特別会計繰出金は、今後の国保税率の段階的な改正も考慮するものとし、その他の特別会計繰出金は、各会計の収支計画に基づき推計しています。

(10) 普通建設事業費

実質公債費比率等の健全化判断比率の上昇を抑えるため、国県補助金や交付税措置率の高い市債及びふるさと開発基金等からの繰入金を財源とし、財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

(11) 災害復旧費

令和元年度は当初予算額、令和2年度以降は、平成31年度当初予算額で推移するものとしています。

財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地方税	2,798	2,817	3,038	3,077	2,961	2,924	2,940	2,925	2,963	3,045	3,028	3,189	3,304	3,368	3,232	3,340	3,280	3,251	3,222	3,180	3,151
地方譲与税	505	603	331	319	302	295	288	269	256	248	259	256	256	258	224	247	247	254	254	254	274
利子割交付金	17	9	12	12	9	9	8	4	5	4	4	2	5	5	6	5	5	5	5	5	5
配当割交付金	2	5	6	2	1	1	4	3	3	12	8	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5
株式等譲渡所得割交付金	3	5	3	1	1	1	1	1	5	8	8	3	6	6	5	4	4	4	4	4	4
法人事業税交付金	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	18	18	18	18	18	18
地方消費税交付金	376	373	360	331	341	340	327	320	317	390	698	613	632	651	578	577	577	577	577	577	577
ゴルフ場利用税交付金	22	24	20	17	18	17	15	15	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金 (自動車税環境性能割交付金)	100	96	88	81	50	43	35	44	39	17	25	31	44	46	39	10	10	10	10	10	10
地方特例交付金	75	62	23	38	48	56	48	9	9	9	10	11	11	14	13	12	12	12	12	12	12
地方交付税	8,413	8,732	8,888	8,985	9,211	9,958	9,823	9,560	9,507	9,477	9,443	9,381	8,954	8,813	7,708	7,703	7,566	7,463	7,363	7,281	7,171
交通安全対策特別交付金	8	9	9	7	8	8	7	7	7	6	6	6	6	5	8	7	7	7	7	7	7
分担金・負担金	252	270	265	272	284	282	314	287	338	238	232	202	208	209	165	110	110	110	110	110	110
使用料・手数料	404	409	319	267	264	270	276	283	298	323	331	321	316	307	286	300	300	300	300	300	300
国庫支出金	1,616	1,997	1,795	1,775	3,890	2,711	2,536	2,271	2,540	2,310	2,881	2,940	2,737	2,781	2,530	2,969	2,903	2,407	2,368	2,368	2,783
県支出金	1,283	1,828	1,780	1,265	1,585	2,524	2,468	1,659	1,666	2,094	1,884	2,351	3,036	1,994	1,550	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564
財産収入	256	215	158	104	112	113	105	137	223	221	550	187	204	237	200	190	190	190	190	190	190
寄附金	18	2	21	16	16	44	140	83	54	284	629	1,026	1,062	1,711	1,005	900	900	900	800	800	800
繰入金	1,495	532	436	958	424	246	209	384	623	1,032	2,647	2,362	1,300	1,959	2,561	2,644	2,743	2,664	2,543	2,402	2,378
繰越金	638	149	86	121	222	210	576	349	379	226	238	299	979	803	50	50	50	50	50	50	50
諸収入	402	242	174	93	153	257	152	228	128	163	125	118	205	161	203	203	203	203	203	203	203
地方債	2,275	2,150	2,224	2,669	2,876	3,647	3,902	3,729	4,015	2,276	3,331	2,287	2,101	2,448	3,052	3,703	3,012	1,833	2,597	1,669	2,388
歳入合計	20,958	20,529	19,836	20,410	22,776	23,956	23,972	22,567	23,387	22,383	28,317	25,590	25,372	25,781	23,430	24,559	23,704	21,825	22,200	20,987	21,988

※自動車取得税交付金は令和元年10月1日から自動車税環境性能割交付金に置き換える。

※新設された法人事業税交付金については令和2年度から推計しています。

(2) 歳出

(単位：百万円)

区	分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人件費		3,979	3,754	3,777	3,713	3,543	3,374	3,279	3,176	2,935	2,962	3,003	2,914	2,718	2,789	2,969	3,111	3,133	3,133	3,096	3,057	3,019
扶助費		2,281	2,679	2,793	2,766	2,888	3,406	3,459	3,562	3,560	3,811	3,986	4,485	4,111	4,131	4,143	4,131	4,131	4,131	4,131	4,131	4,131
公債費		3,720	3,452	3,351	3,237	3,162	3,103	3,340	3,256	3,221	3,226	3,145	3,004	3,228	3,407	3,213	3,222	3,167	3,109	3,061	3,041	3,030
物件費		2,363	2,108	2,145	2,048	2,345	2,269	2,359	2,387	2,462	2,655	2,879	3,254	3,311	3,737	3,528	3,469	3,452	3,434	3,417	3,400	3,384
維持補修費		284	267	284	282	254	200	201	269	288	314	330	332	307	231	273	276	279	282	285	287	290
補助費等		1,788	1,712	1,723	1,788	2,599	1,928	1,789	1,717	1,790	1,904	2,321	1,899	1,995	2,091	2,105	2,244	2,235	2,225	2,214	2,204	2,193
積立金		359	170	138	140	1,084	1,321	839	655	751	763	1,362	2,059	1,927	2,303	1,107	1,000	1,000	1,000	900	900	900
投資・出資金・貸付金		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
繰出金		1,722	1,824	1,779	1,882	2,072	2,264	2,422	2,209	2,406	2,369	2,408	2,577	2,486	2,470	2,517	2,332	2,323	2,343	2,292	2,196	2,220
投資的経費		3,900	3,827	3,235	3,921	4,209	4,915	5,664	4,457	5,348	3,541	8,081	4,076	4,487	3,931	3,575	4,774	3,984	2,183	2,804	1,771	2,831
歳出合計		20,409	19,793	19,275	19,777	22,156	22,780	23,352	21,889	22,761	21,545	25,518	24,610	24,570	25,092	23,430	24,559	23,704	21,825	22,200	20,987	21,988